

○内閣府令第 号
厚生労働省

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第五十四号）の施行に伴い、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年三月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

厚生労働大臣 後藤 茂之

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年 大蔵省 令第一号）の一部を次のように改正する。
労働省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定款の変更等の認可を要しない場合)</p> <p>第十三条 法第三十一条に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合</p> <p>「イ〜ハ 略」</p> <p>ニ 法第五十八条第七項又は法第五十八条の二第三項の規定により行う算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）<u>第二条第七項</u>に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務</p> <p>ホ 「略」</p> <p>「二〜四 略」</p>	<p>(定款の変更等の認可を要しない場合)</p> <p>第十三条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>「イ〜ハ 同上」</p> <p>ニ 法第五十八条第七項又は法第五十八条の二第三項の規定により行う算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）<u>第二条第六項</u>に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務</p> <p>ホ 「同上」</p> <p>「二〜四 同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。